「権利のための信仰」に関する18の誓約

私たち、信仰に基づき人権分野で活動する主体及び市民社会の主体は、2017年3月28日から29日にかけてベイルートに集い、それぞれの宗教及び信条が、すべての人の尊厳と平等な価値を擁護するという共通の責務を有しているとの深い確信を表明する。したがって、共有された人間的価値及び平等な尊厳は、私たちの文化に共通する基盤である。信仰と権利は、相互に高め合う関係にあるべきである。宗教又は信条の個人的及び共同体的表現は、すべての人の平等な価値に基づく人権が守られる環境においてこそ、真に繁栄し花開く。同様に、人権もまた、宗教又は信条がもたらす深く根ざした倫理的、精神的基盤から恩恵を受け得る。

本「権利のための信仰」宣言は、世界各地のあらゆる宗教及び信条に属する人々に呼びかけるものであり、関係者すべての合意のもと、その目的を共有するすべての主体に開かれた、共通の行動志向の基盤に基づき、結束がのある平和で相互尊重に満ちた社会の強化を目的とする。私たちは、本宣言が、その先駆的文書であるラバト行動計画と同様に、世界のすべての人々を代表する国際連合の後援と支援の下で構想され、実施され、さらに特別報告者や条約機関委員をはじめとする国連人権メカニズムによって内容が充実させられてきたことを重視する。

2012年のラバト行動計画[1]は、宗教指導者の三つの具体的かつ中核的責任を明示している。すなわち、(a) 宗教指導者は、暴力、敵意又は差別を扇動し得る不寛容のメッセージや表現の使用を慎むべきであること、(b) 宗教指導者はまた、不寛容、差別的な固定観念化及びヘイトスピーチの事例に対して、断固として速やかに声を上げるうえで極めて重要な役割を担うこと、(c) 宗教指導者は、憎悪の扇動への応答として暴力が決して容認され得ないこと（例えば、先行する挑発によって暴力が正当化されることはないこと）を明確にしなければならないことである。

国家によって繰り返し肯定的に参照されてきたラバト行動計画が示す上記三つの中核的責任を具体的に実現するため、私たちは、対応するフォローアップ行動を含め、「権利のための信仰」に関する以下の18の誓約を定める。[2]

I. 私たちの最も基本的な責任は、すべての人の自由な選択に対する権利、特にすべての人の思想、良心、宗教又は信条の自由のために立ち上がり、行動することである。私たちは、普遍的規範[3] 及び基準[4]へのコミットメントを再確認する。これには、市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条が含まれ、同条は、思想及び良心の自由、並びに自ら選択する宗教又は信条を有し又は受容する自由について、いかなる制限も一切許されないとしている。普遍的規範によって無条件に保証されるこれらの自由は、宗教的教えに照らしてもまた、神聖かつ奪うことのできない権利である。
 - *「宗教に強制はない。」（クルアーン2章256節）*
 - *「真理はあなたの主からのものである。ゆえに、望む者は信じ、望む者は信じないがよい。」（クルアーン18章29節）*
 - *「もし主に仕えることがあなたがたにとって望ましくないのであれば、だれに仕えるのか、今日、自ら選ぶがよい……」（ヨシュア記24章15節）*
 - *「誰も他者を強制してはならず、誰も他者を搾取してはならない。すべての人、一人ひとりは、生まれながらにして幸福と自己実現を求め追求することのできる奪うことのできない権利を有する。愛と説得のみが社会的一体性の法である。」（グル・グラント・サーヒブ、74頁）*
 - *「良心の自由、思想の自由及び発言の権利が支配するところ、すなわち、すべての人がそれぞれ自らの理想に従って自らの信念を表明することができるところでは、発展と成長は不可避である。」（アブドル・バハー）*
 - *「人は、自分が他者からされたいと望むように、寛容、配慮及び思いやりをもって互いに接することを目指すべきである。」（黄金律）*[5]

II. 私たちは、本「権利のための信仰」宣言を、信仰を有するすべての人（有神論者、非有神論者、無神論者又はその他を問わず）にとっての共通の最低基準とみなす。その基礎にあるのは、宗教又は信条の解釈は、人為的な法が定める人間の尊厳の保護水準を低下させるのではなく、むしろ高めるべきであるとの確信である。

III. 宗教は本質的に人間による解釈の対象であることから、私たちは、宗教文書の理解に関する建設的関与を促進することを誓う。したがって、宗教に関する批判的思考と議論は、単

に容認されるべきものではなく、むしろ、多文化的かつ多宗教的な社会が増大し、絶えず変化する課題に直面するグローバル化した世界において、より啓発された宗教的解釈のを可能にするものとして積極的に奨励されるべきである。

IV. 私たちは、宗教又は信条のあらゆる領域及び表現における平等な取扱いを支援、促進し、あらゆる形態の差別的慣行を非難することを誓う。私たちは、「国教」という概念が、いかなる個人又は集団に対する差別のために用いられることを防ぐことを誓い、そのような解釈は、人類の一体性及び人類の平等な尊厳に反するものと考える。同様に、私たちは、「教義的世俗主義」が、実際に宗教又は信条の多元性の空間を狭めるために用いられることを防ぐことを誓う。

- *「そこでペトロは口を開いた。『神は人を分け隔てなさらないことが、よく分かりました。』」（使徒言行録 10章34節）*

V. 私たちは、本「権利のための信仰」宣言の実施にあたり、無差別及びジェンダー平等の確保を誓う。とりわけ、各自の権限の範囲内において、ジェンダー不平等や有害な固定観念を助長し、さらにははジェンダーに基づく暴力を容認しているように見える宗教的理解及び解釈を見直すことを誓う。私たちは、すべての人の正義と平等な価値を確保するとともに、すべての女性、少女、少年が、女性性器切除、児童婚及び／又は強制結婚、並びにいわゆる名誉の名の下に行われる犯罪を含む、あらゆる形態の差別及び暴力にさらされない権利を有することを確認する。

- *「人は、自分自身を尊重する以上に妻を尊重し、自分自身を愛するのと同じほど妻を愛すべきである。」（タルムード、イェバモート 62b）*
- *「われはあなたがたのうち、男であれ女であれ、いかなる者の行いも失わせない。あなたがたは互いに属し合う者である。」（クルアーン 3章195節）*
- *「人びとよ、われはあなたがたを男と女から創り、あなたがたを諸民族と諸部族とした。それは、あなたがたが互いを知り合うためである。」（クルアーン 49章13節）*
- *「神は御自分にかたどって人を創造された。男と女に創造された。」（創世記 1章27節）*
- *「あなたがたのうち最良の者は、その妻に対して最良である者である。」（ハディース）*
- *「女性こそ、生涯の友であり伴侶である。女性こそが人類を存続させる。最も偉大な者たちがその女性から生まれるのに、どうして私たちは彼女を低く見ることができようか。女性から女性が生まれる。女性なくして何ものも存在し得ない。」（グル・グラント・サーヒブ、473頁）*
- *「人類の世界は、男性と女性という二つの翼を有している。この二つの翼が同等の力を持たない限り、その鳥は飛ぶことができない。女性が男性と同じ程度に到達し、同じ活動の場を享受するまでは、人類のための卓越した達成は実現されないであろう。」（アブドル・バハー）*
- *「能力構築に対する包括的、総合的かつ効果的なアプローチは、伝統的指導者及び宗教指導者など、影響力のある指導者を関与させることを目指すべきである……」（女子差別撤廃委員会一般勧告第31号／児童の権利委員会一般的意見第18号『有害な慣行について』CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18、第70項）*

VI. 私たちは、それぞれの活動領域において、少数者に属するすべての人の権利のために立ち上がり、その宗教又は信条の自由、並びに国際人権法に基づき、文化的、宗教的、社会的、経済的及び公的生活に平等かつ効果的に参加する権利を擁護することを誓う。これは、すべての信仰を有する人々の連帯に関する最低基準である。

VII. 私たちは、暴力、差別又は敵意を扇動するあらゆる憎悪の唱道について、残虐犯罪につながるものを含め、公に非難することを誓う。私たちは、そのような唱道を非難する直接的責任を負っており、とりわけそれが宗教又は信条の名の下で行われる場合にはなおさらである。

- *「今これが命令である。行う者に対して、行わせるために行え。」（古代エジプト中王国）*
- *「害には正義をもって報い、善には善をもって報いよ。」（孔子）*
- *「あなたにとって憎むべきことを、あなたの友にしてはならない。」（タルムード、シャバット 31a）*
- *「私たちが発するいかなる言葉も、人々がそれを聞き、善にも悪にも影響を受けるのだから、注意深く選ばれるべきである。」（ブッダ）*
- *「自制をもって、また法（正しい行い）を主たる指針とし、他者を自分自身のように扱いなさい。」（マハーバーラタ）*
- *「復讐してはならない。民の人々に恨みを抱いてはならない。隣人を自分自身のように愛しなさい。」（レビ記 19章18節）*
- *「だから、人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい。これこそ律法と預言者である。」（マタイによる福音書 7章12節）*

- *「自らに帰せられることを望まないことを、いかなる魂にも帰してはならない。また、自ら行わないことを語ってはならない。」（バハーウッラー）*

VIII. したがって私たちは、それぞれの活動領域において、普遍的人権の規範及び基準と明白に抵触する解釈、決定その他の宗教的見解を監視するための方針及び方法論を確立することを誓う。それらが正式な機関によるものであるか、自ら任じた個人によるものであるかは問わない。私たちは、この責任を、他者の信仰又は信条を裁くことなく、それぞれの権限の範囲内においてのみ、内省的かつ規律ある客観的な方法で引き受けることを意図する。

- *「人を裁くな。あなたがたも裁かれないためである。あなたがたは、自分が裁くその裁きで裁かれ、自分が量るその秤で量り与えられる。」（聖書、マタイによる福音書7章1–2節)*
- *「臣民に対して、あなたの心を慈悲、愛情及び親切に慣らしなさい……彼らは二種類に分けられる。宗教におけるあなたの兄弟であるか、あるいは創造においてあなたと同じ者である……。それゆえ、アッラーがあなたにその赦しと寛恕を与えることをあなたが望むのと同じように、彼らにあなたの赦しと寛恕を差し伸べなさい。」（カリフ・アリーからエジプト総督マーリク・アシュタルへの書簡）*
- *「神の宗教の本質的目的は、人類の間に一致を打ち立てることにある。神の顕現者たちは、交わりと愛の手段の創設者であった。彼らは、世界に不和、争い及び憎悪を生み出すために来たのではない。神の宗教は愛の原因である。しかし、それが敵意と流血の源とされるのであれば、その存在よりも不在の方が望ましい。なぜなら、そのときそれは悪魔的であり、有害であり、人間世界への障害となるからである。」（アブドル・バハー）*

IX. 私たちはまた、宗教の名の下に、他の個人又は共同体の宗教又は信条を否定し、その結果として彼らを暴力や人権の剥奪にさらす恐れのある、いかなる主体による断罪的な公的決定についても、それを控え、それに反対を唱え、共同して非難することを誓う。

X. 私たちは、宗教的根拠を主張する排他的解釈に正当性を与えないことを誓う。それが、例えば選挙目的又は政治的利益のために、宗教、信条又はその信奉者を手段化し、憎悪や暴力を扇動するような場合はなおさらである。

XI. 私たちはまた、宗教又は信条に関する事項について、それが誤っている、あるいは不快であると受け取られる場合であっても、「神聖性」の名の下に批判的な声や見解を抑圧しないことを誓う。そして、いまだ冒涜罪又は背教罪に関する法を有する国家に対し、その撤廃を求める。なぜなら、そのような法は、思想、良心、宗教又は信条の自由の享受、並びに宗教的問題に関する健全な対話と議論を萎縮させる恐れがあるからである。

XII. 私たちは、宗教的解釈、又はその提示のあり方が、暴力や差別を容認しているとの認識を生じさせる恐れがある場合には、カリキュラム、教材及び教科書をさらに改善することを誓う。この文脈において、私たちは、宗教又は信条の分野における多元性と多様性への尊重、および自らの確信に反する宗教教育を受けない権利の促進を誓う。私たちはまた、新たな課題に立ち向かう能力を宗教的思考が保持し、自由で創造的な思考を促進できるよう、宗教的言説の内部において、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条に沿った学問の自由及び表現の自由を擁護することを誓う。私たちは、教育及び制度の分野における宗教改革の取組を支援することを誓う。

- *「健全な道徳の唯一可能な基礎は、相互の寛容と尊重である。」（A・J・エイヤー）*

XIII. 私たちは、宗教の名の下に暴力を扇動されることの被害者である、又はその危険にさらされやすい子ども及び若者との関わりから得られた経験と教訓に基づき、宗教共同体がこの現象に効果的に対処できるようにするための方法論ならびに適切な手段・語りを構築することを誓う。その際、宗教の名の下に行われる暴力に対する子ども及び若者の脆弱性の初期兆候を発見し対処する上で、親及び家族が果たす重要な役割に特に留意する。

- *「あなたが若いからといって、だれにも軽んじられてはなりません。むしろ、言葉、行い、愛、信仰、純潔において、信じる者の模範となりなさい。」（テモテへの手紙一 4章12節）*

XIV. 私たちは、それぞれの影響力の範囲内において、すべての人道支援活動において、国際赤十字・赤新月運動及び災害対応におけるNGOの行動原則[6]が尊重されることの重要性を促進することを誓う。特に、援助は受益者の信仰にかかわらず、いかなる不利益な区別もなく

提供されるべきであること、また援助が特定の宗教的立場を推進するために用いられてはならないことを強調する。

XV. 私たちは、すべての人が宗教又は信条を有し、受け入れ、又は変更する自由、並びにそれを、教育、実践、礼拝及び儀礼を通じて、個人として又は他者と共同して、公的に又は私的に表明する権利を全面的に尊重しつつ、人々を強制し、又は脆弱な状況にある者を利用して改宗を迫ることをしないことを誓う。

XVI. 私たちは、普遍的人権の保護を強化し、関連する国連機関の支援を活用しつつ、地域の文脈に適合させた予防戦略を発展させることを目的として、宗教及び信条の精神的及び道徳的重みを活用することを誓う。

- *「隣人を自分自身のように愛しなさい。これらより大いなる戒めはない。」（マルコによる福音書 12章31節）*
- *「しかし、あなたがたは敵を愛し、彼らに善を行い、何も当てにしないで貸しなさい。そうすれば、あなたがたの報いは大きい。」（ルカによる福音書 6章35節）*
- *「神を意識する者は、すべてに慰めと温もりを与える太陽のように、常に汚れがない。神を意識する者は、王にも貧しい乞食にも等しく吹く風のように、すべてを平等に見る。」（グル・グラント・サーヒブ、272頁）*
- *「神の宗教及びその神聖なる法は、人々の間に一致の光を黎明させるための最も強力な手段であり、また最も確実な方法である。世界の進歩、諸国民の発展、諸民族の平穏、そして地上に住むすべての者の平和は、神の原理及び掟の中に含まれている。」（バハーウッラー）*

XVII. 私たちは、この宣言の実施段階において、実践の共有、相互の能力向上、並びに宗教的及び霊的な説教者、教師及び指導者のための定期的な能力更新の取り組みを通じて、相互に支え合うことを誓う。とりわけ、コミュニケーション、宗教又は信条に基づく少数者、共同体間の仲介、紛争解決、共同体間緊張の早期発見及び是正技法の分野においてこれを推進する。この観点から、私たちは、信仰と権利に関する具体的課題について学際的研究を促進し、その成果を「権利のための信仰」連合のプログラム及び手段に反映させるため、専門的学術機関との持続的パートナーシップを発展させる方途を探求する。

XVIII. 私たちは、多様性によって豊かにされた結束ある社会を強化するため、この宣言及びその後の「権利のための信仰」メッセージを広めるために、宗教及び信条の分野を含め、技術的手段をより創造的かつ一貫して活用することを誓う。私たちはまた、能力構築及びアウトリーチを支える手段を作成し、それを地域レベルで活用できるよう、さまざまな言語で提供する方法についても検討する。

[1] 国連文書 A/HRC/22/17/Add.4、附属書、付録、第36項参照。

[2] 市民的及び政治的権利に関する国際規約第18条参照。「(1) すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信条を有し又は受容する自由並びに個人で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、礼拝、儀式、実践及び教育によってその宗教又は信条を表明する自由を含む。(2) 何人も、自ら選択する宗教又は信条を有し又は受容する自由を害するような強制を受けない。(3) 宗教又は信条を表明する自由は、法律で定める制限であって、公共の安全、秩序、健康若しくは道徳、又は他の者の基本的権利及び自由を保護するために必要なものにのみ服する。(4) この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、自己の確信に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を尊重することを約束する。」

[3] これらには、集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（1948年）、難民の地位に関する条約（1951年）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（1965年）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（1966年）、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（1979年）、拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（1984年）、児童の権利に関する条約（1989年）、すべての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約（1990年）、障害者の権利に関する条約（2006年）、並びに強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（2006年）が含まれる。

[4] これらには、世界人権宣言（1948年）、宗教又は信条に基づくあらゆる形態の不寛容及び差別の撤廃に関する宣言（1981年）、国民的又は民族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言（1992年）、国際赤十字・赤新月運動及び災害対応におけるNGOの行動原則（1994年）、寛容の原則に関するユネスコ宣言（1995年）、宗教又は信条の自由、寛容及び無差別に関連する学校教育に関する国際協議会最終文書（2001年）、公立学校における宗教及び信条の教育に関するトレド指針原則（2007年）、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）、「人権における信仰」に関するハーグ声明（2008年）、表現の自由と平等に関するカムデン原則（2009年）、宗教又は信条に基づく者に対する不寛容、否定的固定観念化及び烙印押し、並びに差別、暴力の扇動及び暴力との闘いに関する人権理事会決議16/18（及びイスタンブール・プロセス、2011年）、差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道の禁止に関するラバト行動計画（2012年）、残虐犯罪の分析枠組み（2014年）、暴力的過激主義防止のための事務

総長行動計画（2015年）、並びに残虐犯罪につながり得る暴力の扇動の防止に関するフェズ宣言（2015年）が含まれる。

[5] 宗教又は信条に関する文書からのすべての引用は、ベイルート・ワークショップの参加者が、それぞれ自らの宗教又は信条に関連して提示したものであり、あくまで例示的なものであって、網羅的なものではない。

[6] 次を参照。 www.icrc.org/eng/assets/files/publications/icrc-002-1067.pdf.

www.ohchr.org/EN/Issues/FreedomReligion/Pages/FaithForRights.aspx